(ﾄ)　航空機燃料税の収入の９分の２に相当する額を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」（昭47法13）に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。

(ﾁ)　特別とん税の収入を受け入れ、「特別とん譲与税法」（昭32法77）に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徴収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。

(ﾘ)　地方法人特別税の収入を受け入れ、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」（平20法25）に基づき、地方法人特別譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。

②　国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

28年度においては、一般会計から236,110億円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から663,736億円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として財政投融資特別会計等から3,217億円、租税1,428億円、公債金1,090,312億円、復興借換公債金832億円、東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の売払収入15,494億円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の配当金収入849億円、運用収入1,951億円、東日本大震災復興運用収入57億円、雑収入1,413億円並びに東日本大震災復興雑収入３百万円をそれぞれ受け入れることとしている。

③　財政投融資特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が21年度末で廃止されたことに伴い、21年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

28年度の主な内容は、次のとおりである。

(ｲ)　財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を165,000億円、一時借入金等の限度額を150,000億円としている。

(ﾛ)　投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行及び地方公共団体金融機構等の納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、日本電信電話株式会社の自己株式消却に伴い生じた政府保有義務超過分の売払いによる資産処分収入等と合わせて計7,758億円を見積もることとしている。

歳出については、積極的なリスクマネーの供給を通じた海外インフラ案件への投融資の加速や資源・エネルギーの安定確保等を図ることとし、2,973億円（27年度当初予算額2,757億円）の産業投資支出を行うこととしている。

なお、28年度においては、地方の財源不足の補塡に充てるため、地方公共団体金融機構の納付金（2,000億円）を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れることとしている。

また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平23法117）の規定により、この勘定から国債整理基金特別会計への繰入金として、2,783億円を計上することとしている。

(ﾊ)　特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を行うため、590億円の特定国有財産整備費を計上している。

④　年金特別会計

この会計は、「国民年金法」（昭34法141）、「厚生年金保険法」（昭29法115）及び「健康保険法」（大11法70）に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」（昭46法73）等に基づく児童手当等及び「子ども・子育て支援法」（平24法65）に基づく地域子ども・子育て支援事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

(ｲ)　基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、公的年金制度の各保険者の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として各保険者からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

(ﾛ)　国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平16法166）に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、20,001億円を一般会計から受け入れることとしている。

(ﾊ)　厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、92,471億円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平24法63）に基づき、27年度（10月）より、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

(ﾆ)　健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、104億円を受け入れることとしている。

(ﾎ)　子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、児童手当について、３歳未満の児童一人につき月額15,000円を、３歳以上小学校修了までの児童（第１子・第２子）一人につき月額10,000円を、３歳以上小学校修了までの児童（第３子以降）一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額10,000円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額5,000円を支給することとしている。

また、新たに企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業（仮称）を創設するとともに、子ども・子育て支援新制度における地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図るための地域子ども・子育て支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、12,766億円を受け入れることとしている。

(ﾍ)　業務勘定においては、業務の取扱い等に必要な経費（日本年金機構に対する運営費を含む。）を計上している。

⑤　東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

歳出については、復興事業等を行うため、32,469億円を計上している。

なお、「復興庁設置法」（平23法125）第４条第２項の規定により、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として24,055億円を一括計上している。